

薪ストーブ関連の法規

薪ストーブ関連の法規

120 建築基準法（抜粋）

内装制限

（特殊建築物等の内装）

建築基準法第 35 条の 2

別表第 1（い）欄に掲げる用途に供する特殊建築物、階数が 3 以上である建築物、政令で定める窓その他の開口部を有しない居室を有する建築物、延べ面積が 1000 平方メートルをこえる建築物又は建築物の調理室、浴室その他の室でかまど、こんろその他火を使用する設備若しくは器具を設けたものは、政令で定めるものを除き、政令で定める技術的基準に従って、その壁及び天井（天井のない場合においては、屋根）の室内に面する部分の仕上げを防火上支障がないようにしなければならない。

（制限を受けない特殊建築物等）

建築基準法施行令第 128 条の 4

法第 35 条の 2 の規定により政令で定める特殊建築物は、次に掲げるもの以外のものとする。

一 次の表に掲げる特殊建築物

用途	構造	耐火建築物	準耐火建築物	その他の建築物
(1)	法別表第 1(い)欄(1)項に掲げる用途	客席の床面積の合計が 400 平方メートル以上のもの	客席の床面積の合計が 100 平方メートル以上のもの	客席の床面積の合計が 100 平方メートル以上のもの
(2)	法別表第 1(い)欄(2)項に掲げる用途	当該用途に供する 3 階以上の部分の床面積の合計が 300 平方メートル以上のもの	当該用途に供する 2 階の部分（病院又は診療所については、その部分に患者の収容施設がある場合に限る。）の床面積の合計が 300 平方メートル以上のもの	当該用途に供する部分の床面積の合計が 200 平方メートル以上のもの
(3)	法別表第 1(い)欄(4)項に掲げる用途	当該用途に供する 3 階以上の部分の床面積の合計が 1000 平方メートル以上のもの	当該用途に供する 2 階の部分の床面積の合計が 500 平方メートル以上のもの	当該用途に供する部分の床面積の合計が 200 平方メートル以上のもの
1 この表において、耐火建築物は、法第 86 条の 4 の規定により耐火建築物とみなされるものを含み、準耐火建築物は、同条の規定により準耐火建築物とみなされるものを含む。				
2 この表において、第 115 条の 2 の 2 第 1 項第一号に掲げる技術的基準に適合する準耐火建築物の下宿、共同住宅又は寄宿舎の用途に供する部分は、耐火建築物の部分とみなす。				

二 自動車車庫又は自動車修理工場の用途に供する特殊建築物

三 地階又は地下工作物内に設ける居室その他これらに類する居室で法別表第 1（い）欄（1）項、（2）項又は（4）項に掲げる用途に供するものを有する特殊建築物

2 法第 35 条の 2 の規定により政令で定める階数が 3 以上である建築物は、延べ面積が 500 平方メートルを超えるもの（学

校等の用途に供するものを除く。）以外のものとする。

3 建築基準法第 35 条の 2 の規定により政令で定める延べ面積が 1000 平方メートルを超える建築物は、階数が 2 で延べ面積が 1000 平方メートルを超えるもの又は階数が 1 で延べ面積が 3000 平方メートルを超えるもの（学校等の用途に供するものを除く。）以外のものとする。

4 法第 35 条の 2 の規定により政令で定める建築物の調理室、浴室その他の室でかまど、こんろその他火を使用する設備又は器具を設けたものは、階数が 2 以上の住宅（住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるものを含む。以下この項において同じ。）の用途に供する建築物（主要構造部を耐火構造としたものを除く。）の最上階以外の階又は住宅の用途に供する建築物以外の建築物（主要構造部を耐火構造としたものを除く。）に存する調理室、浴室、乾燥室、ボイラー室、作業室その他の室でかまど、こんろ、ストーブ、炉、ボイラー、内燃機関その他火を使用する設備又は器具を設けたもの（第 129 条において「内装の制限を受ける調理室等」という。）以外のものとする。

（特殊建築物等の内装）

建築基準法施行令第 129 条

前条第 1 項第一号に掲げる特殊建築物は、当該各用途に供する居室（法別表第 1（い）欄（2）項に掲げる用途に供する特殊建築物が耐火建築物又は法第 2 条第九号の三 イに該当する準耐火建築物である場合にあっては、当該用途に供する特殊建築物の部分で床面積の合計 100 平方メートル（共同住宅の住戸にあっては、200 平方メートル）以内ごとに準耐火構造の床若しくは壁又は法第 2 条第九号の二ロに規定する防火設備で区画されている部分の居室を除く。）の壁（床面からの高さが 1.2 メートル以下の部分を除く。第 4 項において同じ。）及び天井（天井のない場合においては、屋根。以下この条において同じ。）の室内に面する部分（回り縁、窓台その他これらに類する部分を除く。以下この条において同じ。）の仕上げを第一号に掲げる仕上げと、当該各用途に供する居室から地上に通ずる主たる廊下、階段その他の通路の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを第二号に掲げる仕上げとしなければならない。

一 次のイ又はロに掲げる仕上げ

イ 難燃材料（3 階以上の階に居室を有する建築物の当該各用途に供する居室の天井の室内に面する部分にあっては、準不燃材料）としたもの

ロ イに掲げる仕上げに準ずるものとして国土交通大臣が定める方法により国土交通大臣が定める材料の組合せ

薪ストーブ関連の法規

によってしたもの

二 次のイ又はロに掲げる仕上げ

イ 準不燃材料でしたもの

ロ イに掲げる仕上に準ずるものとして国土交通大臣が定める方法により国土交通大臣が定める材料の組合せによってしたもの

2 前条第1項第二号に掲げる特殊建築物は、当該各用途に供する部分及びこれから地上に通ずる主たる通路の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを前項第二号に掲げる仕上げとしなければならない。

3 前条第1項第三号に掲げる特殊建築物は、同号に規定する居室及びこれから地上に通ずる主たる廊下、階段その他の通路の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを第1項第二号に掲げる仕上げとしなければならない。

4 階数が3以上で延べ面積が500平方メートルを超える建築物、階数が2で延べ面積が1000平方メートルを超える建築物又は階数が1で延べ面積が3000平方メートルを超える建築物（学校等の用途に供するものを除く。）は、居室（床面積の合計100平方メートル以内ごとに準耐火構造の床若しくは壁又は法第2条第九号の二 ロに規定する防火設備で第112条第14項第二号に規定する構造であるもので区画され、かつ、法別表第1（イ）欄に掲げる用途に供しない部分の居室で、耐火建築物又は法第2条第九号の三 イに該当する準耐火建築物の高さが31メートル以下の部分にあるものを除く。）の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを次の各号のいずれかに掲げる仕上げと、居室から地上に通ずる主たる廊下、階段その他の通路の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを第1項第二号に掲げる仕上げとしなければならない。ただし、同表（イ）欄（2）項に掲げる用途に供する特殊建築物の高さ31メートル以下の部分については、この限りでない。

一 難燃材料でしたもの

二 前号に掲げる仕上に準ずるものとして国土交通大臣が定める方法により国土交通大臣が定める材料の組合せでしたもの

5 省略

6 内装の制限を受ける調理室等は、その壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを第1項第二号に掲げる仕上げとしなければならない。

7 前各項の規定は、スプリンクラー設備、水噴霧消火設備、泡消火設備その他これらに類するもので自動式のものと及び第126条の3の規定に適合する排煙設備を設けた建築物の

部分については、適用しない。

○国土交通省告示第225号

準不燃材でした内装の仕上に準ずる仕上を定める件

建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第129条第1項第二号ロの規定に基づき、準不燃材料でした内装の仕上に準ずる仕上を次のように定める。

平成21年2月27日

国土交通大臣 金子 一義

第1 建築基準法施行令（以下「令」という。）第129条第1項第二号ロに規定する準不燃材料でした内装の仕上に準ずる材料の組合せは、一戸建ての住宅（令第128条の3の2に規定する居室を有するもの及び住宅以外の用途を兼ねるもの〈住宅以外の用途に供する部分の床面積の合計が延べ面積の2分の1を超えるもの又は50平方メートルを超えるものに限る。〉を除く。）にあっては、次の各号に掲げる室の種類に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。

一 こんろ 一部省略

不燃材料（平成12年建設省告示第1400号第一号から第八号まで、第十号及び第十二号から第十七号までに規定する建築材料に限る。以下「特定不燃材料」という。）

難燃材料又は平成12年建設省告示第1439号第1第二号に規定する木材等（以下「難燃材料等」という。）とする。

二 ストープその他これに類するもの（飛び火による火災を防止する構造その他の防火上支障のない構造であって、一秒間当たりの発熱量が18キロワット以下のものに限る。以下この号において「ストープ等」という。）を設けた室 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該イ又はロに定める材料の組合せであること。

イ ストープ等の水平投影外周線の各点（当該水平投影外周線が頂点を有する場合にあっては、当該頂点を除く。）における法線に垂直な平面であって当該各点からの最短距離が次の表に掲げる式によって計算したストープ等可燃物燃焼水平距離である点を含むもので囲まれた部分のうち、当該ストープ等の表面の各点について、当該各点を垂直上方に次の（1）の規定により計算したストープ等可燃物燃焼垂直距離だけ移動したときにできる軌跡上の各点（以下この号において単に「軌跡上の各点」という。）を、水平方向に次の（2）の規定により計算したストープ等可燃物燃焼基準距離だけ移動

薪ストーブ関連の法規

したときにできる軌跡の範囲内の部分（回り縁、窓台その他これらに類する部分を含む場合にあっては、当該部分の仕上げを特定不燃材料としたものに限る。以下この号において「ストーブ等可燃物燃焼部分」という。）の間柱及び下地を特定不燃材料とした場合（ロの場合を除く。）次の（3）及び（4）に掲げる材料の組合せであること。

ストーブ等の室内に面する開口部（以下この号において「ストーブ等開口部」という。）がある面	ストーブ等開口部がガラス等の材料によって適切に覆われている場合	$L_{Sop} = 2.40\sqrt{A_V}$
	ストーブ等開口部がガラス等の材料によって適切に覆われていない場合	$L_{Sop} = 3.16\sqrt{A_V}$
ストーブ等開口部がある面以外の面		$L_{Ssl} = 1.59\sqrt{A_V}$
この表において、 L_{Sop} 、 A_V 及び L_{Ssl} は、それぞれ次の数値を表すものとする。 L_{Sop} ストーブ等開口部がある面からのストーブ等可燃物燃焼水平距離（単位 センチメートル） A_V ストーブ等の鉛直投影面積（単位 平方センチメートル） L_{Ssl} ストーブ等開口部がある面以外の面からのストーブ等可燃物燃焼水平距離（単位 センチメートル）		

(1) ストーブ等可燃物燃焼垂直距離は、次の式によって計算すること。

$$H_S = 0.0106 \left(1 + \frac{10000}{A_H + 800} \right) A_H$$

この式において、 H_S 及び A_H は、それぞれ次の数値を表すものとする。

H_S ストーブ等可燃物燃焼垂直距離
(単位 センチメートル)
 A_H ストーブ等の水平投影面積
(単位 平方センチメートル)

(2) ストーブ等可燃物燃焼基準距離は、次の式によって計算すること。

$$D_s = \left(\frac{H_s - h}{H_s} \right) L_s$$

この式において、 D_s 、 H_s 、 h 及び L_s は、それぞれ次の数値を表すものとする。

D_s ストーブ等可燃物燃焼基準距離
(単位 センチメートル)
 H_s (1)に定める H_S の数値
 h ストーブ等の表面の各点から軌跡上の各点までの垂直距離（単位 センチメートル）
 L_s ストーブ等可燃物燃焼水平距離
(単位 センチメートル)

- (3) ストーブ等可燃物燃焼部分の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げにあっては、特定不燃材料であること。
- (4) (3)に掲げる部分以外の部分の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げにあっては、難燃材料等であること。

ロ 次の（1）から（3）までに定める方法により、ストーブ等可燃物燃焼部分の壁及び天井の室内に面する部分に対する火熱の影響が有効に遮断されている場合 壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを難燃材料等であること。

(1) 次の（i）及び（ii）に定めるところにより、ストーブ等とストーブ等可燃物燃焼部分の壁及び天井の室内に面する部分との間に特定不燃材料の板等であって、火熱の影響が有効に遮断されるもの（以下「遮熱板等」という。）を設けること。

- (i) ストーブ等とストーブ等可燃物燃焼部分の壁との間にあっては、ストーブ等との距離は27.5センチメートル以上、ストーブ等可燃物燃焼部分の壁との距離は2.5センチメートル以上とすること。
- (ii) ストーブ等とストーブ等可燃物燃焼部分の天井との間にあっては、ストーブ等との距離は42.5センチメートル以上、ストーブ等可燃物燃焼部分の天井との距離は2.5センチメートル以上とすること。

- (2) ストーブ等と壁の室内に面する部分との距離は、ストーブ等可燃物燃焼水平距離の3分の1以上とすること。ただし、ストーブ等可燃物燃焼水平距離の3分の1が30センチメートル未満の場合は、30センチメートル以上とすること。
- (3) ストーブ等と天井の室内に面する部分との距離は、ストーブ等可燃物燃焼垂直距離の2分の1以上とすること。ただし、ストーブ等可燃物燃焼垂直距離の2分の1が45センチメートル未満の場合は、45センチメートル以上とすること。

三 壁付暖炉（壁付暖炉が設けられている壁に火熱の影響を与えない構造であって、壁付暖炉の室内に面する開口部（以下この号において「暖炉開口部」という。）の幅及び高さが、それぞれ、100センチメートル以内及び75センチメートル以内のものに限る。）を設けた室 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該イ又はロに

薪ストーブ関連の法規

薪ストーブ関連の法規

定める材料の組合せであること。

イ 暖炉開口部の各点から当該各点を含む平面に対し垂直方向に次の表に掲げる式によって計算した壁付暖炉可燃物燃焼基準距離だけ離れた各点を、壁付暖炉可燃物燃焼基準距離だけ移動したときにできる軌跡の範囲内の部分（回り縁、窓台その他これらに類する部分を含む場合にあっては、当該部分の仕上げを特定不燃材料でしたものに限る。以下この号において「壁付暖炉可燃物燃焼部分」という。）の間柱及び下地を特定不燃材料とした場合（口の場合を除く。）次の（1）及び（2）に掲げる材料の組合せであること。

暖炉開口部がガラス等の材料によって適切に覆われている場合	$L_F = 1.20\sqrt{A_{op}}$
暖炉開口部がガラス等の材料によって適切に覆われている場合以外の場合	$L_F = 1.58\sqrt{A_{op}}$
この表において、 L_F 及び A_{op} は、それぞれ次の数値を表すものとする。 L_F 壁付暖炉可燃物燃焼基準距離（単位 センチメートル） A_{op} 暖炉開口部の面積（単位 平方センチメートル）	

- （1）壁付暖炉可燃物燃焼部分の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げにあっては、特定不燃材料であること。
- （2）（1）に掲げる部分以外の部分の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げにあっては、難燃材料等であること。
- ロ 次の（1）から（3）までに定める方法により、壁付暖炉可燃物燃焼部分の壁及び天井の室内に面する部分に対する火熱の影響が有効に遮断されている場合 壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを難燃材料等であること。
- （1）次の（i）及び（ii）に定めるところにより、暖炉開口部と壁付暖炉可燃物燃焼部分の壁及び天井の室内に面する部分との間に遮熱板等を設けること。
- （i）暖炉開口部と壁付暖炉可燃物燃焼部分の壁との間にあっては、暖炉開口部との距離は 27.5 センチメートル以上、壁付暖炉可燃物燃焼部分の壁との距離は 2.5 センチメートル以上とすること。
- （ii）暖炉開口部と壁付暖炉可燃物燃焼部分の天井との間にあっては、暖炉開口部との距離は 42.5 センチメートル以上、壁付暖炉可燃物燃焼部分の天井との距離は 2.5 センチメートル以上とすること。
- （2）暖炉開口部と壁の室内に面する部分との距離は、壁付暖炉可燃物燃焼基準距離の 3 分の 2 以上とす

ること。ただし、壁付暖炉可燃物燃焼基準距離の 3 分の 2 が 30 センチメートル未満の場合は、30 センチメートル以上とすること。

- （3）暖炉開口部と天井の室内に面する部分との距離は、壁付暖炉可燃物燃焼基準距離の 2 分の 1 以上とすること。ただし、壁付暖炉可燃物燃焼基準距離の 2 分の 1 が 45 センチメートル未満の場合は、45 センチメートル以上とすること。

国住指第 3311 号 令和 2 年 12 月 28 日

準不燃材料とした内装の仕上げに準ずる仕上げを定める件の一部を改正する件の施行について（技術的助言）〈抜粋〉

1. 改正の経緯

建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号。以下「令」という。）第 128 条の 5 第 6 項において、内装の制限を受ける調理室等は、その壁及び天井（天井のない場合においては、屋根。以下同じ。）の室内に面する部分（回り縁、窓台その他これらに類する部分を除く。以下同じ。）の仕上げを同条第 1 項第 2 号に掲げる仕上げ（準不燃材料とした仕上げ又はこれに準ずる仕上げ）とすることを義務付けている。

準不燃材料とした仕上げに準ずる仕上げの具体的な内容は「準不燃材料とした内装の仕上げに準ずる仕上げを定める件」（平成 21 年国土交通省告示第 225 号。以下「本告示」という。）で定めており、一定の火気使用設備（こんろ、いりろ等）が設けられた室については、当該室内のうち火気使用設備周辺の仕上げを準不燃材料より不燃性能等が高い材料とした仕上げとすることができることとされているが、本告示の適用範囲は、一戸建ての住宅に設けられた室に限られていた。

今般、本告示制定後の運用状況等も踏まえ、本告示を改正し、その適用範囲を拡大することとした。

2. 告示改正の概要

建築物の用途等に関わらず、一定の火気使用設備（こんろ、いりろ等）が設けられた室については、以下に該当する場合を除き、本告示の適用対象とすることとした。

- ①令第 128 条の 5 第 1 項から第 5 項までの規定によって壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを準不燃材料とした仕上げ又はこれに準ずる仕上げとしなければならない室
- ②ホテル、旅館、飲食店等の厨房その他これらに類する室

薪ストーブ関連の法規

（適用対象外とする室について）

上記①に該当する室については、火気使用設備の有無に関わらず内装の制限を受けるものであることから、本告示の適用対象外とした。

また、こまろ周辺の仕上げを強化しなければならない範囲については、こまろの発熱量だけでなく、こまろで使用する調理器具の大きさによっても変わりうることから、住宅において一般的に使用される調理器具よりも大きな器具をこまろで使うことが想定される上記②に該当する室についても、本告示の適用対象外とした。

（その他）

本告示を適用する場合に火気使用設備等に求める条件については、本告示の改正前後で変更はない。なお、本告示に規定する一定の火気使用設備（こまろ、いろり等）が設けられた室であっても、同じ室内に本告示の適用条件に合致しない火気使用設備が設けられている場合にあっては、本告示の規定の趣旨に鑑み、当該室の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを令第128条の5第1項第2号イに掲げる仕上げ（準不燃材料とした仕上げ）とすることとされたい。

（居室の採光及び換気）

建築基準法 第28条

1, 2 省略

3 別表第1（い）欄（1）項に掲げる用途に供する特殊建築物の居室又は建築物の調理室、浴室その他の室でかまど、こまろその他火を使用する設備若しくは器具を設けたもの（政令で定めるものを除く。）には、政令で定める技術的基準に従って、換気設備を設けなければならない。

別表第1（い）欄（1）項に掲げる用途に供する特殊建築物
劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂、集会場その他これらに類するもので政令で定めるもの。

政令

（換気設備の技術的基準） 令第20条

（換気設備） 令第129条の2の6第1項

（集会場、火を使用する室等に設けなければならない換気設備等）

令第20条の3、1項

令第20条の3、2項

（火を使用する室等に設けなければならない換気設備等）

建築基準法施行令第20条の3 法第28条第3項の規定により政令で定める室は、次の各号に掲げられるものとする。

一、二、三省略

2 建築物の調理室、浴室、その他の室でかまど、こまろその他火を使用する設備又は器具を設けたもの（前項に規定するものを除く。以下この項及び第129条の2の6において「換気設備を設けるべき調理室等」という。）に設ける換気設備は、次に定める構造としなければならない。

一 換気設備の構造は、次のイ又はロのいずれかに適合するものとする。

イ 次に掲げる基準に適合すること。

- (1) 給気口は、換気設備を設けるべき調理室等の天井の高さの2分の1以下の高さの位置（煙突を設ける場合又は換気有効な排気のための換気扇その他これに類するもの（以下この号において「換配扇等」という。）を設ける場合には、適当な位置）に設けること。
- (2) 排気口は、換気設備を設けるべき調理室等の天井又は天井から下方80センチメートル以内の高さの位置（煙突又は排気フードを有する排気筒を設ける場合には、適当な位置）に設け、かつ、換気扇等を設けて、直接外気に開放し、若しくは排気筒に直結し、又は排気有効な立上り部分を有する排気筒に直結すること。
- (3) 給気口の有効開口面積又は給気筒の有効断面積は、国土交通大臣が定める数値以上とすること。
- (4) 排気口又は排気筒に換気扇等を設ける場合にあっては、その有効換気量は国土交通大臣が定める数値以上とし、換気扇等を設けない場合にあっては、排気口の有効開口面積又は排気筒の有効断面積は国土交通大臣が定める数値以上とすること。
- (5) 省略。
- (6) 火を使用する設備又は器具に煙突（第115条第1項第七号の規定が適用される煙突を除く。）を設ける場合において、煙突に換気扇等を設ける場合にあってはその有効換気量は国土交通大臣が定める数値以上とし、換気扇等を設けない場合にあっては煙突の有効断面積は国土交通大臣が定める数値以上とすること。
- (7) 省略。
- (8) 直接外気に開放された排気口又は排気筒の頂部は、外気の流れによって排気が妨げられない構造とする

- こと。
- ロ 火を使用する設備又は器具の通常の使用状態において、異常な燃焼が生じないよう当該居室内の酸素の含有率をおおむね 20.5 パーセント以上に保つ換気ができるものとして、国土交通大臣の認定を受けたものとする。
- 二 給気口は、火を使用する設備又は器具の燃焼を妨げないように設けること。
- 三 排気口及びこれに接続する排気筒並びに煙突の構造は、当該居室に廃ガスその他の生成物を逆流させず、かつ、他の室に廃ガスその他の生成物を漏らさないものとして国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものとする。
- 四 火を使用する設備又は器具の近くに排気フードを有する排気筒を設ける場合においては、排気フードは、不燃材料で造ること。

換気計算

換気設備の衛生上有効な換気を確保するための構造
建設省告示第 1826 号

建築基準法施行令（昭和 25 年政令 338 号）第 20 条の 2 第一号イ (3) 及びロ (3) 並びに第 20 条の 3 第 2 項第一号イ (3), (4), (6) 及び (7) ならびに第三号の規定に基づき、換気設備の衛生上有効な換気を確保するための構造方法を次のように定める。

第 1 居室に設ける自然換気設備

建築基準法施行令（以下「令」という。）第 20 条の 2 第一号イ (3) の規定に基づき定める衛生上の有効な換気を確保するための自然換気設備の構造方法は、次の各号に適合するものとする。

- 一 令第 20 条の 2 第一号イ (1) に規定する排気筒の有効断面積の計算式によって算出された A_v が 0.00785 未満のときは、0.00785 とすること。
- 二 排気筒の断面の形状及び排気口の形状は、矩形、だ円形、円形その他これらに類するものとし、かつ、短辺又は短径の長辺又は長径に対する割合を 2 分の 1 以上とすること。
- 三 排気筒の頂部が排気シャフトその他これに類するもの（以下「排気シャフト」という。）に開放されている場合においては、当該排気シャフト内にある立上がり部分は、当該排気筒の排気上有効な逆流防止のための措置を講ずる場合を除き、2 メートル以上のものとする。この場合において、当該排気筒は、直接外気に開放されているものとみなす。
- 四 給気口及び排気口の位置及び構造は、室内に取り入れられた空気の分布を均等にするとともに、著しく局部的な空気の流れが生じないようにすること。

第 2 省略

第 3 料理室等に設ける換気設備

- 一 令第 20 条の 3 第 2 項第一号イ (3) の規定により給気口の有効開口面積又は給気筒の有効断面積について国土交通大臣が定める数値は、次のイからホまでに掲げる場合に応じ、それぞれ次のイからホまでに定める数値（排気口、排気筒（給気フードを有するものを含む。）若しくは煙突又は給気口若しくは給気筒に換気上有効な換気扇その他これに類するもの（以下「換気扇等」という。）を設けた場合には、適当な数値）とすること。
- イ ロからホまでに掲げる場合以外の場合 第二号ロの式によって計算した数値

薪ストーブ関連の法規

- ロ 火を使用する設備又は器具に煙突（令第115条第1項第七号の規定が適用される煙突を除く。ハにおいて同じ。）を設ける場合であって、常時外気又は通気性の良い玄関等に開放された給気口又は給気筒（以下この号において「常時開放型給気口等」という。）を設けるととき 第三号ロの式によって計算した数値
- ハ 火を使用する設備又は器具に煙突を設ける場合であって、常時開放型給気口等以外の給気口又は給気筒を設けるととき第二号ロの式（この場合において n 、 l 及び h の数値は、それぞれ第三号ロの式の n 、 l 及び h の数値を用いるものとする。）によって計算した数値

二、ホ 省略

二 省略

- 三 令第20条第3第2項第一号イ（6）の規定により国土交通大臣が定める数値は、次のイ又はロに掲げる場合に応じ、それぞれイ又はロに定める数値とすること。

イ 省略

- ロ 煙突に換気扇を設けない場合 次の式によって計算した煙突の有効断面積の数値

$$A_v = \frac{2KQ}{3600} \sqrt{\frac{0.5 + 0.4n + 0.1l}{h}}$$

この式において、 A_v 、 K 、 Q 、 n 、 l 及び h は、それぞれ次の数値を表すものとする。

A_v 煙突の有効断面積（単位 平方メートル）

K 燃料の単位燃焼量当たりの理論廃ガス量（単位 立方メートル）

Q 火を使用する設備又は器具の実況に応じた燃料消費量（単位 キロワット又は1時間につきキログラム）

n 煙突の曲がりの数

l 火源（煙突又は火を使用する設備若しくは器具にバフラー等の開口部を排気上有効に設けた場合にあっては当該開口部の中心。以下この号において同じ。）から煙突の頂部の外気に開放された部分の中心までの長さ（単位 メートル）

h 火源から煙突の頂部の外気に開放された部分の中心（ l が8を越える場合にあっては火源からの長さが8メートルの部分の中心）までの高さ（単位 メートル）

以下省略。

参考資料 1

薪の理論排ガス量を求める

$$G_v = 8.89\mu c + 5.6(4.67\mu + 1)h - 0.7(4.76\mu - 1)o + 0.8n + 3.33\mu s + 1.24w$$

木材の組成は、

炭素 $c = 50\%$ 、水素 $h = 6\%$ 、硫黄 $s = 0.0\%$ 、

酸素 $o = 43.9\%$ 、窒素 $n = 0.1\%$ 、水分 $w = 17\%$

空気過剰係数 $\mu = 1$ とする。

$$G_v = 4.45 + 1.94 - 1.15 + 0.0008 + 0 + 0.19 = 5.45 \approx 5.5 \text{ (m}^3\text{)}$$

参考資料 2

建設省告示第1826号に基づく計算例

$$A_v = \frac{2KQ}{3600} \sqrt{\frac{0.5 + 0.4n + 0.1l}{h}}$$

この式において、 A_v 、 K 、 Q 、 n 、 l 及び h は、それぞれ次の数値を表すものとする。

A_v 煙突の有効断面積（単位 平方メートル）

K 燃料の単位燃焼量当たりの理論廃ガス量（単位 立方メートル）

Q 燃料消費量（単位 キロワット又は1時間につきキログラム）

n 煙突の曲がりの数

l 火源から煙突の頂部中心までの長さ（m）

h 火源から煙突の頂部中心までの高さ（8mを越える場合8m）（m）

$K = 5.5 \text{ m}^3$ $Q = 3 \text{ kg/h}$ $N = 2 \text{ 箇所}$

$l = 9.5 \text{ m}$ $h = 8 \text{ m}$

$$A_v = \frac{2 \times 5.5 \times 3}{3600} \sqrt{\frac{0.5 + 0.4 \times 2 + 0.1 \times 9.5}{8}}$$

$$A_v = 0.004861 \text{ (m}^2\text{)}$$

（煙突の有効断面積）（円の断面積 半径×半径×3.14）

$$0.004861 = r \cdot r \cdot \pi$$

円の半径を求める

$$r = \sqrt{\frac{0.004861}{\pi}} = 0.0039345$$

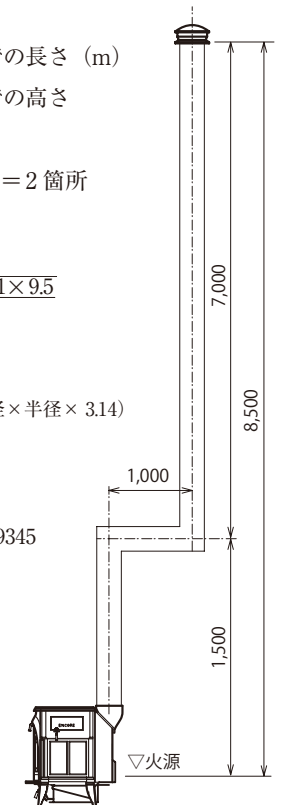
円の直径（ ϕ 2r）を求める

$$\phi = 2r = 0.007869 \text{ (m)}$$

単位 m → mm に変換

$$\phi = 7.869 \text{ (mm)}$$

使用煙突と比較して値が小さければ法規を満足している。



薪ストーブ関連の法規

組積造

（開口部）

建築基準法施行令第 57 条

5 壁付暖炉の組積造の炉胸は、暖炉及び煙突を十分に支持するに足る基礎の上に造り、かつ、上部を積出しない構造とし、木造の建築物に設ける場合においては、更に鋼材で補強しなければならない。

煙突

（建築物に設ける煙突）

建築基準法施行令第 115 条

建築物に設ける煙突は、次の各号に定める構造としなければならない。

- 一 煙突の屋上突出部は、屋根面からの垂直距離を 60センチメートル以上とすること。
- 二 煙突の高さは、その先端からの水平距離 1m 以内に建築物がある場合で、その建築物に軒がある場合においては、その建築物の軒から 60cm 以上高くすること。
- 三 煙突は、次のイ又はロのいずれかに適合するものとする。
 - イ 次に掲げる基準に適合するものであること。
 - (1) 煙突の小屋裏、天井裏、床裏等にある部分は、煙突の上又は周囲にたまるほこりを煙突内の廃ガスその他の生成物の熱により燃焼させないものとして国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものとする。
 - (2) 煙突は、建築物の部分である木材その他の可燃材料から 15センチメートル以上離して設けること。ただし、厚さが 10センチメートル以上の金属以外の不燃材料で造り、又は覆う部分その他当該可燃材料を煙突内の廃ガスその他の生成物の熱により燃焼させないものとして国土交通大臣が定めた構造方法を用いる部分は、この限りでない。
 - ロ その周囲にある建築物の部分（小屋裏、天井裏、床裏等にある部分にあつては、煙突の上又は周囲にたまるほこりを含む。）を煙突内の廃ガスその他の生成物の熱により燃焼させないものとして、国土交通大臣の認定を受けたものであること。
- 四 壁付暖炉のれんが造、石造又はコンクリートブロック造の煙突（屋内にある部分に限る。）には、その内部に陶管の煙道を差し込み、又はセメントモルタルを塗ること。
- 五 壁付暖炉の煙突における煙道の屈曲が 120 度以内の場合

においては、その屈曲部に掃除口を設けること。

- 六 煙突の廃ガスその他の生成物により、腐食又は腐朽のおそれのある部分には、腐食若しくは腐朽にくい材料を用いるか、又は有効なさび止め若しくは防腐のための措置を講ずること。
- 七 省略
- 2 前項第 1 号から第三号までの規定は、廃ガスその他の生成物の温度が低いことその他の理由により防火上支障がないものとして国土交通大臣が定める基準に適合する場合においては、適用しない。

（煙突及び煙突の支線）

建築基準法施行令 第 139 条

第 138 条第 1 項に規定する工作物のうち同項第一号に掲げる煙突（以下この条において単に「煙突」という。）に関する法第八十八条第一項において読み替えて準用する法第 20 条の政令で定める技術的基準は、次のとおりとする。

- 一 次に掲げる基準に適合する構造方法又はこれと同等以上に煙突の崩落及び倒壊を防止することができるものとして国土交通大臣が定めた構造方法を用いること。
 - イ 高さが 16メートルを超える煙突は、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鋼造とし、支線を要しない構造とすること。
 - ロ 鉄筋コンクリート造の煙突は、鉄筋に対するコンクリートのかぶり厚さを 5センチメートル以上とすること。
 - ハ 陶管、コンクリート管その他これらに類する管で造られた煙突は、次に定めるところによること。
 - (1) 管と管とをセメントモルタルで接合すること。
 - (2) 高さが 10メートル以下のものにあつては、その煙突を支えることができる支杵又は支杵及び支線を設けて、これに緊結すること。
 - (3) 高さが 10メートルを超えるものにあつては、その煙突を支えることができる鋼製の支杵を設けて、これに緊結すること。
- 二 組積造又は無筋コンクリート造の煙突は、その崩落を防ぐことができる鋼材の支杵を設けること。
- ホ 煙突の支線の端部にあつては、鉄筋コンクリート造のくいその他腐食するおそれのない建築物若しくは工作物又は有効なさび止め若しくは防腐の措置を講じたくいに緊結すること。
- 二 次項において準用する規定（第 7 章の 8 の規定を除く。）に適合する構造方法を用いること。

薪ストーブ関連の法規

- 三 高さが60メートルを超える煙突にあつては、その用いる構造方法が、荷重及び外力によって煙突の各部分に連続的に生ずる力及び変形を把握することその他の国土交通大臣が定める基準に従った構造計算によって安全性が確かめられたものとして国土交通大臣の認定を受けたものであること。
- 四 高さが60メートル以下の煙突にあつては、その用いる構造方法が、次のイ又はロのいずれかに適合すること。
- イ 国土交通大臣が定める基準に従った構造計算によって安全性が確かめられる安全性を有すること。
- ロ 前号の国土交通大臣が定める基準に従った構造計算によって安全性が確かめられたものとして国土交通大臣の認定を受けたものであること。
- 2 煙突については、第36条の3から第39条まで、第51条第1項、第52条、第3章第5節（第70条を除く。）、第6節（第76条から第78条の2までを除く。）、第6節の2（第79条の4（第76条から第78条の2までの準用に関する部分に限る。）を除く。）及び第80条（第51条第1項、第71条、第72条、第74条及び第75条の準用に関する部分に限る。）、第80条の2、第115条第1項第六号及び第7号、第5章の4第3節並びに第7章の8の規定を準用する。

平成16年9月29日国土交通省告示第1168号

（平成16年10月1日施行）

煙突の上又は周囲にたまるほこりを煙突内の廃ガスその他の生成物の熱により燃焼させない煙突の小屋裏、天井裏、床裏等にある部分の構造方法を定める件

建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第115条第1項第三号イ（1）の規定に基づき、煙突の上又は周囲にたまるほこりを煙突内の廃ガスその他の生成物の熱により燃焼させない煙突の小屋裏、天井裏、床裏等にある部分の構造方法を次のように定める。

建築基準法施行令第115条第1項第三号イ（1）に規定する煙突の上又は周囲にたまるほこりを煙突内の廃ガスその他の生成物の熱により燃焼させない煙突の小屋裏、天井裏、床裏等にある部分の構造方法は、次の各号のいずれかに適合するものとする。

- 1 不燃材料で造り、かつ、有効に断熱された構造とすること。
- 2 金属その他の断熱性を有しない不燃材料で造った部分（前号に掲げる基準に適合するものを除く。）にあつては、次のイ又はロに掲げる基準に適合していること。

- イ 煙道の外側に筒を設け、その筒の先端から煙道との間の空洞部に屋外の空気が有効に取り入れられる構造で防火上支障がないものとする。
- ロ 断熱性を有する不燃材料で覆い、有効に断熱された構造とすること。

附 則

この告示は、建築基準法施行令の一部を改正する政令（平成16年政令第210号）の一部の施行の日（平成16年10月1日）から施行する。

建築基準法 第1章第2条第九号

不燃材料：

建築材料のうち、不燃性能（通常の火災時における火熱により燃焼しないことその他の政令で定める性能をいう。）に関して政令で定める技術的基準に適合するもので、国土交通大臣が定めたもの又は国土交通大臣の認定を受けたものをいう。

（不燃性能及びその技術的基準）

建築基準法施行令 第108条の2

法第2条第九号の政令で定める性能及びその技術的基準は、建築材料に、通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後20分間次の各号（建築物の外部の仕上げに用いるものにあつては、第1号及び第二号）に掲げる要件を満たしていることとする。

1. 燃焼しないものであること。
2. 防火上有害な変形、溶融、き裂その他の損傷を生じないものであること。
3. 避難上有害な煙又はガスを発生しないものであること。

平成12年5月30日 建設省告示第1400号

不燃材料を定める件

平成16年9月29日 国土交通省告示第1178号による改正

◎次のように改める

建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第108条の2各号（建築物の外部の仕上げに用いるものにあつては、同条第一号及び第二号）に掲げる要件を満たしている建築材料は、次に定めるものとする。

- 1 コンクリート
- 2 れんが
- 3 瓦
- 4 陶磁器質タイル
- 5 繊維強化セメント板
- 6 厚さが3ミリメートル以上のガラス繊維混入セメント板
- 7 厚さが5ミリメートル以上の繊維混入ケイ酸カルシウム板

薪ストーブ関連の法規

- 8 鉄板 9 アルミニウム 10 金属板
- 11 ガラス 12 モルタル 13 しっくい
- 14 石
- 15 厚さが12ミリメートル以上のせっこうボード
（ボード用原紙の厚さが0.6ミリメートル以下のものに限
る。）
- 16 ロックウール 17 グラスウール板

附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、平成 16 年 10 月 1 日から施行する。
（経過措置）
- 2 この告示の施行の日前に製造され、又は輸入された石綿スレ
ートについては、この告示の施行後も、なお不燃材料とみなす。